

幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

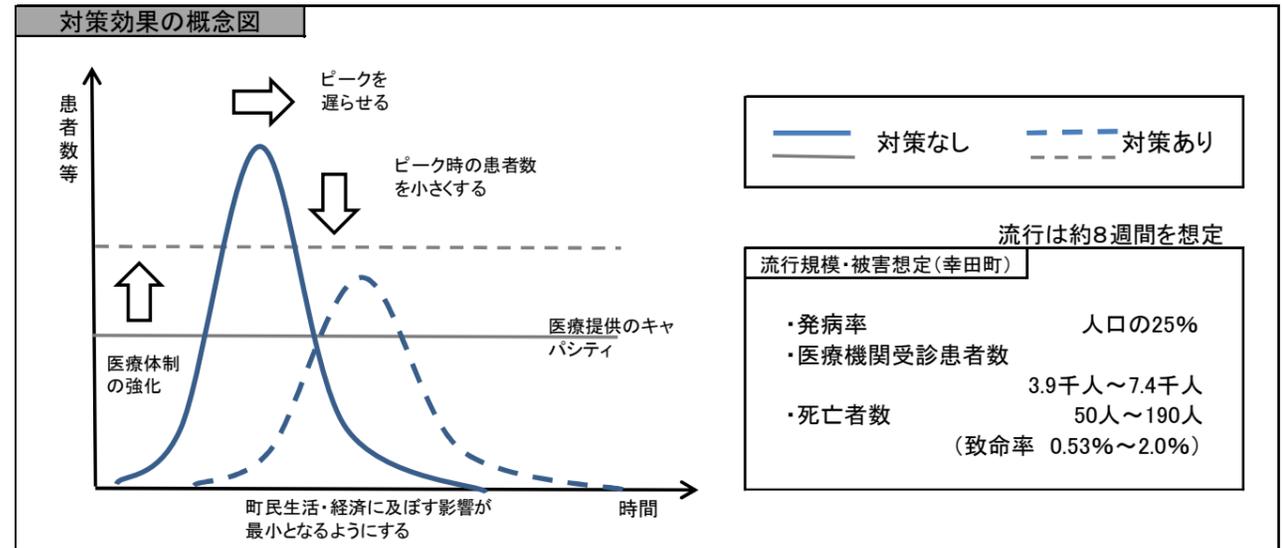
背景

平成25年4月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項「町長は県行動計画に基づき、当該区域に係る新型インフルエンザ等の対策の実施に関する計画を策定するものとする。」の規定に基づき、「幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成します。

目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
- 町民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- 実施する措置**
- 県内外の発生状況等の情報収集
 - 町民への適切な情報提供
 - まん延の防止
 - ・ 外出自粛、施設の使用制限等の要請
 - ・ 特定接種の実施の協力
 - ・ 住民に対する予防接種の実施
 - 医療等の提供体制の確保
 - ・ 医師等への医療受持の要請・指示
 - ・ 臨時的医療施設の開設協力
 - 町民生活・経済の安定に関する措置



行動計画における主な対策(発生段階別)		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
				県内未発生期	県内発生早期	県内感染期
				患者が発生していない状態	患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
						患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
	国・県の動き	-	政府対策本部及び県対策本部設置	緊急事態宣言		緊急事態宣言終了
主要6項目ごとの主な対策	実施体制	・体制の整備及び関係機関との連携強化	・「幸田町危機管理対策本部」の設置	緊急事態宣言に伴い「幸田町新型インフルエンザ等対策本部」の設置		・緊急事態解除宣言により「幸田町新型インフルエンザ等対策本部」の解散
	サーベイランス・情報収集	県のサーベイランスに協力	・県のサーベイランスで患者(疑い患者を含む)の全数把握に協力		・患者の全数把握の中止	・県の通常のサーベイランスに協力
	情報提供・共有	町ホームページ等で関連情報の提供	・情報提供の継続 ・相談窓口の設置	・相談窓口の充実・強化	・相談窓口の運営継続	・流行第二波に備えた情報提供
	予防・まん延防止	・特定接種、住民接種の実施体制の構築	・特定接種の実施 ・住民接種の準備	・住民接種の開始 ・不要不急の外出の自粛要請 ・公共施設の使用制限要請		・流行第二波に備えた住民接種体制の継続
	医療	・西尾保健所、岡崎市医師会等との連携により帰国者・接触者相談センター/外来の設置準備等の体制の構築	・県の帰国者・接触者相談センター/外来の設置に協力・連携		・県の帰国者・接触者相談センター/外来を廃止し、一般医療機関での診察移行に協力・連携	・通常の医療体制への移行
町民生活・経済の安定の確保	・町内感染に備え対策の準備 ・対策に必要な物資の備蓄	・事業者に対する職場での対策要請準備	・事業者に対する職場での対策要請 ・町民に対して消費者としての適切な行動をとるように呼びかけ ・生活関連物資等の価格の安定 ・水の安定供給		・埋葬・火葬の特例	